

警備業務仕様書

1 目的

機械警備及び巡回警備を行うことで、宇都宮市立南図書館閉館時の火災警報の監視及び盗難の防止拡大を図るとともに、駐車場等での不法行為を排除し、もって、財産の保全を図ることを目的とする。

2 機械警備

(1) 業務時間

業務時間は閉館時間帯を基本とし、その目安は下記のとおりとする。

ア 本の広場

開館日 午後7時00分～翌日の午前9時00分

休館日 午前9時00分～翌日の午前9時00分

イ 交流施設、学習閲覧室、エントランスロビー、喫茶コーナー

開館日 午後9時30分～翌日の午前9時00分

休館日 午前9時00分～翌日の午前9時00分

(2) 警備方法

複合施設のため、防犯エリアを5ブロック（本の広場部分1階、本の広場部分2階、バックオフィス、交流施設部分、喫茶コーナー）とし、ブロック別毎に警備機器を設置し、指定管理者の本社又は通信指令本部と「断線監視装置付き一般回線」により接続する自動監視方式による機械警備とする。

ブロックの区分けは別紙6-1のとおり。

※ 提案により開館時間が延長になる諸室がある場合は、ブロック分けすること。

(3) 設置する警備機器の機能

施設内に設置する警備機器の機能は、次のとおりとする。

ア 盗難防止のため施設内へ侵入する者を、早期に発見する機能を有すること。

イ ガラス等を破損し施設内へ侵入した者を、早期に発見する機能を有すること。

ウ 火災の発生を感知する機能を有すること。なお、火災警報については24時間体制とする。

(4) 異常事態発生時の対応

異常事態発生の信号が発せられた場合には、直ちに、警備員を現場へ急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署へ、盗難の場合は警察署へ連絡し、併せて別に定める市の責任者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。

3 人的警備

(1) 巡回警備

ア 巡回時間

毎日1回、概ね午前0時から翌日午前1時の間。

イ 巡回場所

給湯室（1階2箇所，2階1箇所），喫茶コーナー，駐車場及び駐輪場など。

ウ 警備方法

- ・給湯室及び喫茶コーナーの火元の確認を行う。
- ・駐車場及び駐輪場を良好な状態に保つこと。
- ・巡回時に駐車車両が停止している場合はナンバー等を控え，指定管理者に引き継ぐこと。

(2) 利用者の安全確保や施設の財産保全等で必要な場合は臨機応変な対応をとること。

4 警備機器の保守点検及び維持管理

施設等に設置した警備機器の保守点検及び維持管理は次のとおりとする。

- (1) 設置した警備機器は，指定管理者の責任において保守点検を行い，常に正常な機能を発揮するように維持管理すること。
- (2) 委託期間中の警備機器の誤作動によって生じた損害は，指定管理者の負担とする。
- (3) 施設に設置した警備装置について指定管理者は，委託期間が満了したときは速やかに原状に復すること。（契約解除による場合も同じ。）ただし，現状のままとすることにつき市の承諾があったときは，この限りではない。

5 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については，次のとおりとする。

- (1) 委託業務遂行上必要とする施設の鍵は，これを貸与することとする。
- (2) 貸与した施設の鍵は，これを複製しないこと。
- (3) 契約終了時には，貸与した施設の鍵を返還すること。

6 警備報告書の提出

委託期間中に生じた事項については，下記の報告書を作成し，(2)及び(3)に関しては速やかに市に報告すること。

(1) 警備月報

ア 記載事項 委託期間中の毎日の警備状況

イ 提出時期 当該月の翌月の5日まで

(2) 異常事態発生報告書

- ア 記載事項 異常事態発生通報の原因
 - イ 提出時期 異常事態発生通報があった都度
- (3) 事故報告書
- ア 記載事項 事故発生の状況、内容、その対応方法及びその他必要事項
 - イ 提出時期 事故発生の都度速やかに

7 損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項については、次のとおりとする。

(1) 補償事項

ア 委託期間中に警備会社及び警備員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）については、受託者が補償すること。

補償額は1事故につき対人補償、対物補償合わせて最高10億円を限度とする。

イ 委託期間中に警備員が被った損害については、受託者が補償すること。

(2) 免責事項

ア 市及び指定管理者の瑕疵によるもの。

イ 受託者の責に帰さない電話回線の不通によるもの。

ウ 天変地変その他不可抗力によるもの。

8 業務遂行上の義務

業務遂行にあたっては、次の事項を十分に留意すること。

- (1) 本仕様書は、業務の大要を示すものであって、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ、警備上必要と認める業務及び市が必要と認め指示した業務については、誠意をもって実施すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。
- (3) 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。
- (4) 警備業法、同法施行規則及び栃木県公安委員会規則に規定する事項を遵守すること。

